

沼津市 養育費取決支援

養育費の取決めを行う際に必要となる**公正証書の作成や裁判費用等の負担を軽減**するため、**対象費用を支援**します。



●対象者

沼津市に居住し、20歳未満の児童を養育しており、次の要件の**いずれにも該当する人**

- ・公正証書等による養育費の取決めをした人
(強制執行認諾約款のあるものに限る)
- ・過去に同じ児童について、この支援金を受けていない人
- ・過去に同じ児童について、国、他の地方公共団体又は公共団体の助成制度による同一趣旨の財政的支援を受けていない、または受ける見込みのない人

●申請期限

養育費の取決めが確定した日(令和8年4月1日以降に限る)の属する月の翌月から6か月以内 ※養育費の取決めを離婚前に行い、その後ひとり親となった(離婚した)場合でも申請期限内であれば申請できます。

●支援内容

- ① 公正証書による養育費取決めに必要な**公証人手数料**
(強制執行認諾約款のあるものに限る)
- ② 家庭裁判所の調停申し立て又は裁判等に要する**収入印紙の購入代金、戸籍抄本等の添付書類取得にかかる費用及び送達等に要する郵便切手代**

①上限
43,000円

①+②上限
76,000円

※申請をお考えの場合は、事前に下記までご相談ください。

お問い合わせ

沼津市役所 こども未来創造課こども手当係

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

電話：055-934-4868

E-mail：kosodate@city.numazu.lg.jp



市ホームページ

沼津市 養育費確保支援

養育費の確保を行うために養育費保証契約を結んだ場合の保証料を支援します。

●対象者

沼津市に居住し、20歳未満の児童を養育しており、次の要件のいずれにも該当する人

- ・公正証書等による養育費の取り決めをした人（強制執行認諾約款のあるものに限る）
 - ・保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結している人
 - ・過去に同じ児童について、この支援金を受けていない人
 - ・過去に同じ児童について、国、他の地方公共団体又は公共団体の助成制度による同一趣旨の財政的支援を受けていない、または受ける見込みのない人
- ※養育費保証契約とは、支払い義務者に代わって養育費を立替え、支払い義務者からの回収を行う事業等の利用契約のことです。

●申請期限

養育費保証契約を結んだ日（令和8年4月1日以降に限る）の属する月の翌月から6か月以内

●支援内容

- ◆養育費保証契約を結ぶ際の初回保証料

上限
50,000円

※申請をお考えの場合は、事前に下記までご相談ください。

お問い合わせ

沼津市役所 こども未来創造課こども手当係

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

電話：055-934-4868

E-mail：kosodate@city.numazu.lg.jp



市ホームページ